平成２７年（フ）第２２６号
大津市御殿浜10番Ｃ―202号、前住所京都市山科区椥辻東潰25番地イーグルコート椥辻十条501
債務者　近藤　　甲
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６４号
大津市一里山１丁目３番６―203号
債務者　杉原　理恵
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９２号
滋賀県栗東市辻414番地（207号）
債務者　三浦　猛貴（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９７号
滋賀県栗東市下戸山652番地２
債務者　石野あづさ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０６号
広島市中区白島中町17番17―201号
債務者　田中　正子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
広島県尾道市山波町130番地６
債務者　村上　喜基
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第７６号
広島県尾道市向島町5557番地34
債務者　新田　啓子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第９５号
山口県下関市長府才川２丁目13番45号　菅野アパート、前住所山口県下関市長府才川１丁目13番19号
債務者　大田　朋英
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
山口県下関市豊浦町大字小串４番地34
債務者　内田　房江
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
福岡県八女郡広川町大字日吉1434番地２　ケイアイサンハイツ102号、前住所福岡県八女郡広川町大字新代1349番地　アドニス広川203号
債務者　稲富サワ子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２８１号
宮崎市祇園４丁目16番地、前住所宮崎市花ケ島町新地橋1137番地　サルヴァトーレ花ケ島142号
債務者　田崎　由亜
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目35番８号（グランパルク梓館701号）
債務者　鍋倉　美智
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番14号（エスカーザ荒田301号）
債務者　赤井　幾代
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
茨城県古河市常盤町10番12号
債務者　加納　義広
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部